

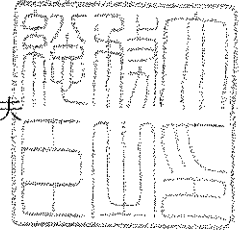
総政企第 8 号

平成 21 年 1 月 19 日

統計委員会委員長

竹 内 啓 殿

総 務 大 臣
鳩 山 邦 夫



諮問第 14 号

日本標準産業分類及び疾病、傷害及び死因の統計分類
の統計基準としての設定について（諮問）

標記について、別紙のとおり設定するに当たり、統計法（平成 19 年法律第 53 号）第 28 条第 2 項及び附則第 3 条の規定に基づき、統計委員会の意見を求める。

諮問の概要

(日本標準産業分類及び疾病、傷害及び死因の統計分類の統計基準としての設定について)

1 日本標準産業分類及び疾病、傷害及び死因の統計分類の目的等

(1) 日本標準産業分類

日本標準産業分類は、統計を産業別に表示する場合の統計基準として、事業所において社会的な分業として行われる財及びサービスの生産又は提供に係るすべての経済活動を分類するものであり、統計の統一性及び総合性を確保し、利用の向上を図ることを目的として、昭和24年10月に設定され、これまで、12回の改定が行われている。

現在の分類は、平成19年11月に改定されたものである。

(2) 疾病、傷害及び死因の統計分類

疾病、傷害及び死因の統計分類は、世界保健機関（WHO）が定める疾病及び関連保健問題の国際統計分類（ICD）に基づき、疾病、傷害及び死因を分類するものであり、統計の統一性及び総合性を確保し、統計の相互比較性と利用の向上を図ることを目的として、昭和26年4月に設定され、これまで、ICDの改定等を受けた4回の大改正を含む、数次の改定が行われている。現在の分類は、平成17年10月に改定されたものである。

なお、これまで疾病、傷害及び死因の統計分類の改定に当たっては、厚生労働省において、厚生労働省社会保障審議会（統計分科会）の答申も踏まえて作成した改定案を、統計調査に用いる産業分類並びに疾病、傷害及び死因分類を定める政令（昭和26年政令第127号。以下「分類政令」という。）に基づいて、総務大臣が公示してきたところである。

2 今回諮問の理由

従来、日本標準産業分類及び疾病、傷害及び死因の統計分類は、分類政令第2条又は第3条の規定により、指定統計調査等の実施者に使用の義務が課されるとともに、両分類の内容について総務大臣が告示により設定していた。しかしながら、平成21年4月から新たな統計法（平成19年法律第53号。以下「新法」という。）が全面施行されることに伴い、分類政令は廃止されることから、両分類を使用した各種統計が新法の制度下へ円滑に移行するためには、新法の全面施行以前に総務大臣が両分類を新法第28条の統計基準として設定し公示しておくことが必要である。

このため、新法附則第3条の規定に基づく新法の全面施行前の準備行為として、新法第28条第2項の規定に基づき、統計委員会に本諮問を行うものである。

3 設定する統計基準の内容

日本標準産業分類については、平成 19 年総務省告示第 618 号の分類表の内容、疾病、傷害及び死因の統計分類については、平成 17 年総務省告示第 1047 号の分類表の内容を、それぞれ新法第 28 条の統計基準として設定する。

「日本標準産業分類」及び「疾病、傷害及び死因の統計分類」を 新統計法に規定する統計基準とすることについて

現行分類を新たに統計基準として
設定する必要性

スケジュール案

平成21年4月から新統計法が全面施行

新統計法では、統計基準(統計標準分類)の
法令上の位置付けが変更

統計調査に用いる産業分類
並びに疾病、傷害及び死因分類
を定める政令(廃止)
(統計調査を対象)

新統計法
(公的統計を対象)

新法上の統計基準とする場合は、
新規に新法に基づいて統計委員会に
付議した上公示することが必要！

今回の諮問は、内容の見直しを目的とした
ものではなく、法改正に伴う経過的措置

両分類を使用した各種統計の円滑な
新統計法制度下への移行が必要

各府省は、平成21年4月時点で、新法の枠
組みにおける基幹統計調査の調査規則が
必要

(調査対象画定のため、統計基準を調査規則で
引用している例がある)

平成21年1月 統計委員会に諮問し、
同日答申
2月 総務大臣公示

(今後の見直し)

- ・世界各国の経済・産業構造の動向(日本標準産業分類)
 - ・疾病及び関連保健問題の国際統計分類の改定の動向
(疾病、傷害及び死因の統計分類)
 - ・「公的統計の整備に関する基本的な計画」(閣議決定)
- これらを踏まえ、見直しを着実に実施

日本標準産業分類 大分類項目表

- A 農業，林業
- B 漁業
- C 鉱業，採石業，砂利採取業
- D 建設業
- E 製造業
- F 電気・ガス・熱供給・水道業
- G 情報通信業
- H 運輸業，郵便業
- I 卸売業，小売業
- J 金融業，保険業
- K 不動産業，物品賃貸業
- L 学術研究，専門・技術サービス業
- M 宿泊業，飲食サービス業
- N 生活関連サービス業，娯楽業
- O 教育，学習支援業
- P 医療，福祉
- Q 複合サービス事業
- R サービス業（他に分類されないもの）
- S 公務（他に分類されるものを除く）
- T 分類不能の産業

疾病、傷害及び死因の統計分類 最大分類項目表

【疾病、傷害及び死因の統計分類基本分類表】

| | |
|-------|---------------------------------|
| | 感染症及び寄生虫症 |
| | 新生物 |
| | 血液及び造血器の疾患並びに免疫機構の障害 |
| | 内分泌、栄養及び代謝疾患 |
| | 精神及び行動の障害 |
| | 神経系の疾患 |
| | 眼及び付属器の疾患 |
| | 耳及び乳様突起の疾患 |
| | 循環器系の疾患 |
| | 呼吸器系の疾患 |
| XI | 消化器系の疾患 |
| XII | 皮膚及び皮下組織の疾患 |
| X | 筋骨格系及び結合組織の疾患 |
| X | 腎尿路生殖器系の疾患 |
| XV | 妊娠、分娩及び産じょく |
| XVI | 周産期に発生した病態 |
| XVII | 先天奇形、変形及び染色体異常 |
| XVIII | 症状、徴候及び異常臨床所見・異常検査所見で他に分類されないもの |
| XIX | 損傷、中毒及びその他の外因の影響 |
| XX | 傷病及び死亡の外因 |
| XX I | 健康状態に影響を及ぼす要因及び保健サービスの利用 |
| XXII | 特殊目的用コード |

統計調査に用いる産業分類並びに疾病、傷害及び死因分類を定める政令

昭和 26 年 4 月 30 日政令第 127 号

最終改正 平成 19 年 9 月 25 日政令第 300 号

内閣は、統計法（昭和 22 年法律第 18 号）第 3 条第 2 項及び第 8 条第 2 項の規定に基づき、この政令を制定する。

（用語の定義）

第 1 条 この政令において、次の各号に定める用語の意義は、それぞれ当該各号の定めるところによる。

- 一 統計調査 統計法第 3 条に定める指定統計調査並びに届出を要する統計調査の範囲に関する政令（昭和 25 年政令第 58 号）第 2 条の規定によつて届出を要する統計調査（以下「届出を要する統計調査」という。）のうち、国、日本銀行及び日本商工会議所が行うものをいう。
- 二 調査実施者 指定統計調査の実施者並びに届出を要する統計調査を実施する国の機関、日本銀行及び日本商工会議所をいう。

（産業分類）

第 2 条 調査実施者は、統計調査の結果を産業別に表示する場合には、総務大臣が公示する分類の基準及び分類表によらなければならない。ただし、特に必要がある場合においては、大分類項目を除く分類項目について、その直下位分類項目を細分し、又は直上位の一の分類に属する分類項目のいずれかを集約することができる。

- 2 調査実施者は、前項の規定によつて使用した分類及び分類表の名称を当該統計調査の結果の表示に記載しなければならない。
- 3 総務大臣は、第 1 項の分類の基準及び分類表を定めようとするときは、あらかじめ、統計委員会（統計法（平成 19 年法律第 53 号）第 44 条に規定する統計委員会をいう。）の意見を聴かなければならない。

（疾病、傷害及び死因分類）

第 3 条 調査実施者（日本銀行及び日本商工会議所を除く。）は、統計調査の結果を疾病、傷害又は死因別に表示する場合には、総務大臣が公示する分類の基準及び分類表によらなければならない。ただし、調査実施者は、総務大臣が公示するいずれかの分類表の分類項目を集約し、又は細分して統計調査の結果を表示することができる。この場合においては、使用した分類表の最大分類項目及び異なる最大分類項目に属する下位分類項目は、集約することができない。

- 2 前条第二項の規定は、前項の場合に準用する。

（特例）

第 4 条 調査実施者は、この政令により難しい場合においては、総務大臣の承認を得て、これと異なる分類を用いることができる。

附 則（略）

統計法に基づく統計基準設定の公示（案）

【日本標準産業分類】

統計法（平成十九年法律第五十三号）第二十八条第一項及び附則第三条の規定に基づき、同法第二条第九条に規定する統計基準として、産業に関する分類を次のように定め、平成二十一年四月一日から施行し、同日以後に作成する公的統計の表示に適用する。

平成十九年総務省告示第六百十八号は、平成二十一年三月三十一日限り廃止する。

平成二十一年 月 日

総務大臣 鳩山 邦夫

1 統計基準の名称 日本標準産業分類

2 日本標準産業分類を設定する目的

公的統計（統計法（平成19年法律第53号。以下「法」という。）第2条第3項に規定する公的統計をいう。）を産業別に表示する場合において、当該公的統計の統一性と総合性を確保し、利用の向上を図ることを目的とする。

3 分類表

（省略）

4 日本標準産業分類の適用に当たって留意すべき事項

本分類の大分類項目を除く分類項目について、その直下位分類項目を細分し、又は直上位の一の分類に属する分類項目のいずれかを集約することは、日本標準産業分類の適用の範囲内である。

【疾病、傷害及び死因の統計分類】

統計法（平成十九年法律第五十三号）第二十八条第一項及び附則第三条の規定に基づき、同法第二条第九条に規定する統計基準として、疾病、傷害及び死因に関する分類を次のように定め、平成二十一年四月一日から施行し、同日以後に作成する公的統計の表示に適用する。

平成十七年総務省告示第千四十七号は、平成二十一年三月三十一日限り廃止する。

平成二十一年 月 日

総務大臣 鳩山 邦夫

1 統計基準の名称 疾病、傷害及び死因の統計分類

2 疾病、傷害及び死因の統計分類を設定する目的

公的統計（統計法（平成 19 年法律第 53 号。以下「法」という。）第 2 条第 3 項に規定する公的統計をいう。）を疾病、傷害及び死因別に表示する場合において、当該公的統計の統一性と総合性を確保し、利用の向上を図ることを目的とする。

3 分類表

（省略）

4 疾病、傷害及び死因の統計分類の適用に当たって留意すべき事項

総務大臣が公示するいずれかの分類表について、その最大分類項目及び異なる最大分類項目に属する下位分類項目を集約することを除き、分類項目を集約し、又は細分することは、疾病、傷害及び死因の統計分類の適用の範囲内である。